

<input type="checkbox"/>	_____
<input type="checkbox"/>	_____
<input type="checkbox"/>	_____
<input type="checkbox"/>	_____
<input type="checkbox"/>	_____

制限行為能力者と取引をした相手方の保護に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 制限行為能力者が自己の行為を取り消したときには、相手方は受け取っていた物を返還しなければならないが、相手方は、制限行為能力を理由とする取消しであることを理由に、現に利益を受けている限度で返還をすれば足りる。
- 2 制限行為能力者が未成年者の場合、相手方は、未成年者本人に対して、1か月以上の期間を定めてその行為を追認するかどうかを催告することができ、その期間内に確答がなければその行為を追認したものとみなされる。
- 3 制限行為能力者が成年被後見人であり相手方が成年被後見人に日用品を売却した場合であっても、成年被後見人は制限行為能力を理由として自己の行為を取り消すことができる。
- 4 制限行為能力者が被保佐人であり、保佐人の同意を得なければならない行為を被保佐人が保佐人の同意またはそれに代わる家庭裁判所の許可を得ずにした場合において、被保佐人が相手方に対して行為能力者であると信じさせるために詐術を用いたときには、制限行為能力を理由としてこの行為を取り消すことはできない。
- 5 制限行為能力者が被補助人であり、補助人の同意を得なければならない行為を被補助人が補助人の同意を得てした場合であっても、相手方は、制限行為能力を理由として被補助人の行為を取り消すことができる。

## 1 ×

121 条は、「取り消された行為は、初めから無効であったものとみなされる。ただし、制限行為能力者は、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。」と規定する。現に利益を受けている限度において返還すれば足りるのは、制限行為能力者であって、相手方ではない。

## 2 ×

98 条の 2 本文は、「意思表示の相手方がその意思表示を受けた時に未成年者又は成年被後見人であったときは、その意思表示をもってその相手方に対抗することができない。」と規定する。未成年者本人に対する催告は無意味であり、本肢のような効果は生じない。

## 3 ×

成年被後見人の法律行為は、取り消すことができる。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、取り消すことができない(9)。

## 4 ○

21 条は、「制限行為能力者が行為能力者であることを信じさせるため詐術を用いたときは、その行為を取り消すことができない。」と規定する。

## 5 ×

17 条 4 項は、「補助人の同意を得なければならない行為であって、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる。」と規定する。補助人の同意を得てしたものは、もはや取り消すことができない。

## ※ 肢 5 について

3 行目「補助人の行為を……」を「被補助人の行為を……」と変えました。

<input type="checkbox"/>	_____
<input type="checkbox"/>	_____
<input type="checkbox"/>	_____
<input type="checkbox"/>	_____
<input type="checkbox"/>	_____

権利能力、制限行為能力および意思能力に関する次の記述のうち、民法および判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 胎児に対する不法行為に基づく当該胎児の損害賠償請求権については、胎児は既に生まれたものとみなされるので、胎児の母は、胎児の出生前に胎児を代理して不法行為の加害者に対し損害賠償請求をすることができる。
- 2 失踪の宣告を受けた者は、死亡したものとみなされ、権利能力を喪失するため、生存することの証明がなされ失踪の宣告が取り消された場合でも、失踪の宣告後その取消し前になされた行為はすべて効力を生じない。
- 3 成年後見人は、正当な事由があるときは、成年被後見人の許諾を得て、その任務を辞することができるが、正当な事由がないときでも、家庭裁判所の許可を得て、その任務を辞することができる。
- 4 成年被後見人の法律行為について、成年後見人は、これを取り消し、または追認することができるが、成年被後見人は、事理弁識能力を欠く常況にあるため、後見開始の審判が取り消されない限り、これを取り消し、または追認することはできない。
- 5 後見開始の審判を受ける前の法律行為については、制限行為能力を理由として当該法律行為を取り消すことはできないが、その者が当該法律行為の時に意思能力を有しないときは、意思能力の不存在を立証して当該法律行為の無効を主張することができる。

**1 妥当でない**

721 条は、「胎児は、損害賠償の請求権については、既に生まれたものとみなす。」と規定する。もっとも、判例（大判昭 7.10.6）は、胎児の代理人に関する規定は存在しないので、母その他の親族が、胎児の出生前に胎児を代理して不法行為の加害者に対し損害賠償請求をすることはできないとしている。

**2 妥当でない**

失踪の宣告を受けた者は、死亡したものとみなされる（31）。もっとも、失踪の宣告を受けたとしても、失踪者の権利能力までも消滅させるものではないから、失踪の宣告後その取消し前になされた行為は効力を生じる。

**3 妥当でない**

844 条は、「後見人は、正当な事由があるときは、家庭裁判所の許可を得て、その任務を辞することができる。」と規定する。

**4 妥当でない**

120 条 1 項は、「行為能力の制限によって取り消すことができる行為は、制限行為能力者又はその代理人、承継人若しくは同意をすることができる者に限り、取り消すことができる。」と規定する。

**5 妥当である**

後見開始の審判を受ける前の法律行為については、行為能力を制限されていないので、制限行為能力を理由として当該法律行為を取り消すことはできない。しかし、判例（大判明 38.5.11）は、その者が当該法律行為の時に意思能力を有しないときは、意思能力の不存在を立証して当該法律行為の無効を主張することができるとしている。

<input type="checkbox"/>	_____
<input type="checkbox"/>	_____
<input type="checkbox"/>	_____
<input type="checkbox"/>	_____
<input type="checkbox"/>	_____

制限行為能力者に関する次の記述のうち、民法の規定に照らし、正しいものの組合せはどれか。

- ア 家庭裁判所が後見開始の審判をするときには、成年被後見人に成年後見人を付するとともに、成年後見人の事務を監督する成年後見監督人を選任しなければならない。
- イ 被保佐人がその保佐人の同意を得なければならない行為は、法に定められている行為に限られ、家庭裁判所は、本人や保佐人等の請求があつたときでも、被保佐人が法に定められている行為以外の行為をする場合にその保佐人の同意を得なければならない旨の審判をすることはできない。
- ウ 家庭裁判所は、本人や保佐人等の請求によって、被保佐人のために特定の法律行為について保佐人に代理権を付与する旨の審判をすることができるが、本人以外の者の請求によってその審判をするには、本人の同意がなければならない。
- エ 家庭裁判所は、本人や配偶者等の請求により、補助開始の審判をすることができるが、本人以外の者の請求によって補助開始の審判をするには、本人の同意がなければならない。
- オ 後見開始の審判をする場合において、本人が被保佐人または被補助人であるときは、家庭裁判所は、その本人に係る保佐開始または補助開始の審判を取り消す必要はないが、保佐開始の審判をする場合において、本人が成年被後見人であるときは、家庭裁判所は、その本人に係る後見開始の審判を取り消さなければならない。

- 1 ア・イ
- 2 ア・オ
- 3 イ・ウ
- 4 ウ・エ
- 5 エ・オ

ア ×

8条は、「後見開始の審判を受けた者は、成年被後見人とし、これに成年後見人を付する。」と規定している。しかし、840条1項前段は「家庭裁判所は、必要があると認めるときは、被後見人、その親族若しくは後見人の請求により又は職権で、後見監督人を選任することができる。」と規定しており、必ずしも後見監督人が選任されるわけではない。

イ ×

家庭裁判所は、本人や保佐人等の請求により、被保佐人が13条1項各号に掲げる行為以外の行為をする場合であってもその保佐人の同意を得なければならない旨の審判をすることができる(13Ⅱ)。

ウ ○

家庭裁判所は、本人や保佐人等の請求によって、被保佐人のために特定の法律行為について保佐人に代理権を付与する旨の審判をすることができる(876の4Ⅰ)。本人以外の者の請求によってこの審判をするには、本人の同意がなければならない(同Ⅱ)。

エ ○

精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者については、家庭裁判所は、本人や配偶者等の請求により、補助開始の審判をすることができる(15Ⅰ本文)。本人以外の者の請求によりこの審判をするには、本人の同意がなければならない(同Ⅱ)。

オ ×

後見開始の審判をする場合において、本人が被保佐人又は被補助人であるときは、家庭裁判所は、その本人に係る保佐開始又は補助開始の審判を取り消さなければならない(19Ⅰ)。保佐開始の審判をする場合において本人が成年被後見人であるときも、家庭裁判所は、その本人に係る後見開始の審判を取り消さなければならない(同Ⅱ)。

<input type="checkbox"/>	_____
<input type="checkbox"/>	_____
<input type="checkbox"/>	_____
<input type="checkbox"/>	_____
<input type="checkbox"/>	_____

民法上の住所に関する次のア～オの記述のうち、正しいものはいくつあるか。

- ア 住所が知れない場合において、居所を住所とみなすことはできない。
- イ 日本に住所を有しない外国人は、日本における居所をその者の住所とみなすことはできない。
- ウ ある行為について仮住所を選定したときは、その行為に関しては、その仮住所を住所とみなす。
- エ 住所が複数ある場合には、本籍地を住所とみなす。
- オ 住民票に記載されている住所と本籍地が異なる場合には、住民票に記載されている住所を民法上の住所とみなす。

- 1 一つ
- 2 二つ
- 3 三つ
- 4 四つ
- 5 五つ

民法

4

H18-28

住所

正解

1

ア ×

23 条 1 項は、「住所が知れない場合には、居所が住所とみなす。」と規定する。

イ ×

23 条 2 項本文は、「日本に住所を有しない者は、その者が日本人又は外国人のいずれであるかを問わず、日本における居所がその者の住所とみなす。」と規定する。

ウ ○

24 条は、「ある行為について仮住所を選定したときは、その行為に関しては、その仮住所が住所とみなす。」と規定する。

エ ×

このような規定は、民法にはない。

オ ×

このような規定は、民法にはない。



<input type="checkbox"/>	_____
<input type="checkbox"/>	_____
<input type="checkbox"/>	_____
<input type="checkbox"/>	_____
<input type="checkbox"/>	_____

A、B、CおよびDは、共同で事業を営む目的で「X会」という団体を設立した。この場合に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、誤っているものはどれか。

- 1 X会が権利能力なき社団であり、Aがその代表者である場合、X会の資産として不動産があるときは、その不動産の公示方法として、Aは、A個人の名義で所有権の登記をすることができる。
- 2 X会が民法上の組合である場合、X会の取引上の債務については、X会の組合財産がその債務のための責任財産になるとともに、組合員であるA、B、CおよびDも、各自が損失分担の割合に応じて責任を負う。
- 3 X会が権利能力なき社団である場合、X会の取引上の債務については、その構成員全員に1個の債務として総有的に帰属し、X会の社団財産がその債務のための責任財産になるとともに、構成員であるA、B、CおよびDも各自が連帯して責任を負う。
- 4 X会が民法上の組合である場合、組合員であるA、B、CおよびDは、X会の組合財産につき持分権を有するが、X会が解散して清算が行われる前に組合財産の分割を求めることはできない。
- 5 X会が権利能力なき社団である場合、構成員であるA、B、CおよびDは、全員の同意をもって、総有の廃止その他X会の社団財産の処分に関する定めのない限り、X会の社団財産につき持分権を有さず、また、社団財産の分割を求めることができない。

## 1 ○

判例（最判昭 47.6.2）は、「本来、社団構成員の総有に属する不動産は、右構成員全員のために信託的に社団代表者個人の所有とされるものであるから、代表者は、右の趣旨における受託者たるの地位において右不動産につき自己の名義をもつて登記をすることができる……。」としている。

## 2 ○

675 条は、「組合の債権者は、その債権の発生時に組合員の損失分担の割合を知らなかったときは、各組合員に対して等しい割合でその権利を行使することができる。」と規定する。したがって、組合の債権者は、債権発生時に組合員の損失分担の割合を知っていたときは、組合員は、その割合に応じて責任を負うことになる。

## 3 ×

判例（最判昭 48.10.9）は、「権利能力なき社団の代表者が社団の名においてした取引上の債務は、その社団の構成員全員に、一個の義務として総有的に帰属するとともに、社団の総有財産だけがその責任財産となり、構成員各自は、取引の相手方に対し、直接には個人的債務ないし責任を負わない……。」としている。

## 4 ○

676 条 1 項は「組合員は、組合財産についてその持分を処分したときは、その処分をもって組合及び組合と取引をした第三者に対抗することができない。」と規定し、同条 2 項は「組合員は、清算前に組合財産の分割を求めることができない。」と規定する。

## 5 ○

判例（最判昭 32.11.14）は、「権利能力なき社団の財産は、実質的には社団を構成する総社員の所謂総有に属するものであるから、総社員の同意をもつて、総有の廃止その他右財産の処分に関する定めのない限り、現社員及び元社員は、当然には、右財産に関し、共有の持分権又は分割請求権を有するものではない……。」としている。